

宿泊施設の所有者等の皆様へ

必ずお読みください

バリアフリー情報の公表義務があります

旅館業法に基づく旅館、ホテル、簡易宿所のうち、令和3年10月1日以降にバリアフリー条例に基づく協議の申請を行い、建築等されたものについては、バリアフリーに関する情報（人にやさしいお宿情報）の公表義務があります。

(1) 必要な手続きの流れ

① 【宿泊施設の所有者等の皆様】

宿泊施設のホームページ等でバリアフリー情報を公表してください。

公表に当たっては、誰もが分かりやすいようにピクトグラムなどを活用してください。
なお、ピクトグラムは京都市ホームページからダウンロードしていただけます。

○ハード面

- ・エレベーター
- ・車椅子利用者用駐車施設
- ・車椅子利用者用客室



の有無など

○ソフト面

- ・従業員による介助
- ・手話、筆談対応
- ・車椅子の貸出



の有無など

② 【宿泊施設の所有者等の皆様】

①で公表された内容について、京都市が定める様式により届出を行ってください。

③ 【京都市】

京都市ホームページで「人にやさしいお宿情報」として届出情報を公表します。

(2) 公表が必要な事項（ハード面のバリアフリーに関する情報）

以下の事項を公表してください。

各項目の詳細については、「宿泊施設のバリアフリーに関する情報の公表制度の手引」を御覧ください。

施設	公表が必要な事項
1 便所	■車椅子利用者用便房 ■オストメイト対応設備を設けた便房 ■車椅子利用者の利用に配慮した便房 の有無
2 浴室等	■車椅子利用者の利用に配慮した浴室 の有無
3 ホテル又は旅館の客室	■車椅子利用者用客室 ■京都市バリアフリー客室 の有無
4 駐車場	■駐車場 ■車椅子利用者用駐車施設 の有無
5 道等から利用居室等までの経路等を構成する施設	宿泊施設利用者の主な動線における ■廊下等及び敷地内の通路の床面の段差 ■床面に段差がある場合、傾斜路やエレベーターなどの段差解消措置 ■階の移動に関するエレベーターなどの昇降機 の有無
6 案内設備	■案内設備 ■案内所 の有無
7 授乳及び乳幼児のおむつの取替えをすることができる施設	■授乳及び乳幼児のおむつの取替えをすることができる施設 の有無
8 制限の緩和の認定に係る代替措置	■上記1~7について、整備が困難な理由があり、制限の緩和の認定を受けている場合、当該認定を受けるに当たって講じた代替措置の内容

